

令和3年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 東根学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	クラブの実態に応じて創意工夫を図り、保育の質の向上と機能の充実に努めるという意図を理解している。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	保護者が就労などにより不在となる家庭の子どもに、放課後の遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業であることを理解している。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○ 自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立などにより、子どもの健全な育成を図ることを目的としていることを理解している。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○ 学校内学童であることを活かし、学校との連携を積極的に行い、保護者とは連絡カードや直接連絡をすることで子どもの情報を共有している。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○ 自己研鑽の機会として、補助員にも理解をしてもらえるように事例検討などの機会を設けていきたい。アナフィラキシー症状の対応については動画にて共有することが出来た。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○ 保護者が就労などにより不在となる家庭の子どもの居場所として、安心安全な場所の提供と健やかな育成を支援している。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○ 子どもの信頼関係を築けるように努め、子どもが意見を述べやすい環境を整えている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○ 研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	子ども及び保護者からの要望や苦情に迅速に対応するように努めている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○ 各種研修に参加している。育成支援に当たっての課題などについて意見交換、情報共有をして事業内容の向上を目指している。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○ 職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○ 区としては、令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや玩具などを準備している。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○ 保護者が就労などにより不在となる家庭の子どもが安心安全に過ごせるように、保護者と連携をとりながら育成支援をする。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○ それぞれの子どもの年齢や発達状況に応じて適切にかかわることで、安心して過ごせる場所にする。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受け入れに努めている。	○ 適切な配慮と環境整備を行い、可能な限り受け入れに努める。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○ 障がいについての研修を通して理解をし、子ども達が共に成長できるように見通しを持って計画的な支援を行っていく。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○ 子どもの言葉、態度、会話から不適切な養育や虐待が疑われるときは、各機関に連携をとり適切に対応していく。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○ 保護者、関係機関と連携して適切に支援していく。子どもの様子に目を向けて早期発見早期対応に努める。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○ 守秘義務を職員間で徹底し、書類は鍵のついた引き出しで保管する。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○ 出欠は時間表に記入することで把握している。子どもの様子は、連絡カード・月便り・お迎え時に伝えたり、保護者に電話連絡で伝えている。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○ 相談には真摯に耳を傾け、必要であれば周囲に働きかけをしている。経過を注視し、保護者との状況の共有を第一に対応している。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△ 保護者との協力関係の構築には努めているが、新型コロナウイルス感染症予防のため保護者会や親子行事を実施しおらず充分とは言えない。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関する業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○ 育成支援に係る職務を実施している。	○	年間計画、週案、タイムスケジュールを作成し、見直しを持って行動している。
		(2) 運営に関する業務	○ 運営に関する業務を実施している。	○	毎日の日誌、打ち合わせ、会議を持つことで計画的に運営を行っている。整理整頓、安全確認に日々努めている。
13	学校との連携	(1) 学校との連携	○ 情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	△	学級担任との懇談会が実施できていない。数名の担任と情報交換はしているが充分とは言えない。
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○ 学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	個人情報や秘密保持について取り決めはしていない。今後情報交換するうえで、取り決めを確認していく。
14	保育所、幼稚園等との連携		○ 情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	同一法人の保育園とは連携を図ることが出来ているが、その他の地域の保育園や幼稚園と情報交換をする機会を設けられていない。
15	地域、関係機関との連携		○ 地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	地域の警察署など連携を図っていきたい。新型コロナウイルス感染症が落ち着いてきたので2月に実施を計画している。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○ 学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	東根小内で実施されているランランひろばに参加するうえで、ランランひろばのルールに従っている。
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○ 児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	近くに児童館がないため出張児童館やイベントに出来る限り参加している。

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント	
17 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	換気・アルコール消毒をはじめ、手洗いやマスク着用を徹底。また感染症の発生に備えて対応マニュアルを作成。発生時はこれに沿って迅速に対応する。
	(2) 事故やケガの防止と対応	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	怪我や事故の起こりそうな場所、あそびは事前にリスク管理するように努めている。また、病院などのリストを作成し、緊急時に備えている。
	(3) 防災及び防犯対策	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	訓練を行っているが、想定される状況をさらに広げて訓練を実施していく。
	(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	通学路で交通事故が起きたこともあり、今年度も引き続き夕方の最も交通量の多い時間帯に、引率誘導を実施継続中。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント	
18 施設及び設備	(1) 施設	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	2階事務スペースにカーテンを設置。更衣兼静養場所を確保。
	(2) 設備、備品等	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	△	今年度机を新調したが、椅子が机の高さにあっていない。子ども達が座りやすい椅子を調査している。
19 職員体制	(1) 職員配置	○ 支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	支援の単位ごとに二人以上の職員配置をしている。
	(2) 育成支援の実施	○ 支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	職員体制が整わない時には法人の施設より応援を受けている。
	(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○ 放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
	(4) 勤務時間	○ 放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	○ 適切な子ども数規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日	○ 開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所・開所時間は、8:00～19:00としている。開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関する留意事項	○ 利用開始や退所に関する留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23 運営主体	(1) 運営主体の要件	○ 安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2) 運営上の留意事項	○ 放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	労働基準法に従って勤務している。健康管理の観点から年に一回の定期健康診断や希望者にはインフルエンザの予防接種を実施している。
25 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○ 放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
	(2) 情報公開	○ 放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。